附録第七号百六十一の項から百六十五の項までを次のように改める。

148	戸籍事項欄	令和拾五年弐月拾七日編製㊞	
149	新戸籍	同	
	復氏者の身分事項欄	令和拾五年弐月拾七日婚姻前の氏に復する届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	
150	婚姻後の戸籍	右	
	右	令和拾五年弐月拾七日婚姻前の氏に復する届出同月拾九日京都市北区長から通知同区小山初音町十八番地に新戸籍編製につき除籍㊞	（復氏者の復籍すべき戸籍が既に除かれている場合又は復氏者が新戸籍編製の申出をした場合）

附録第七号百七十七の項を次のように改める。

161	戸籍事項欄	令和拾五年弐月四日編製㊞	
162	父の氏を称する入籍届	父の入籍届出令和拾五年弐月四日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄戸籍から入籍㊞	
163	父の氏を称する入籍届（父につき新戸籍を編製する場合）	令和拾五年弐月四日父の氏を称する入籍親権者母届出京都市北区小山初音町十八番地乙野梅子戸籍から入籍㊞	
164	新戸籍	令和拾五年弐月四日子の入籍届出東京都千代田区平河町一丁目四番地に新戸籍編製につき除籍㊞	
165	父の従前戸籍	令和拾五年弐月四日父の氏を称する入籍親権者母届出同月六日東京都千代田区長から通知同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍㊞	
	子の従前戸籍		

附録第七号百七十九の項及び百八十の項を次のように改める。

177	国籍喪失届（自己の志望によって外国の国籍を取得した場合）	本籍地	
	喪失者の戸籍	喪失者の身分事項欄	令和拾八年五月七日アメリカ合衆国の国籍・地域を取得したため国籍喪失同月弐拾七日叔父乙山一郎届出除籍㊞
179	国籍喪失報告（外国の国籍を選択した場合）		令和拾五年八月参日ブラジルの国籍・地域を選択したため国籍喪失同年九月壱日在サンパウロ総領事報告除籍㊞
	喪失者の戸籍	喪失者の身分事項欄	
180	右（国籍を離脱した場合）同	／	令和拾五年八月参日アメリカ合衆国の国籍・地域を有し日本国籍を離脱したため国籍喪失同月七日東京法務局長報告除籍㊞
	右	同	

附録第七号百八十三の項を次のように改める。

183	外国国籍喪失届	非本籍地	令和拾壱年五月六日アメリカ合衆国の国籍・地域喪失同月参拾日届出同年六月八日東京都千代田区長から通知除籍㊞
	外国国籍喪失者の戸籍	外国国籍喪失者の身分事項欄	

附録第七号百九十九の項及び二百の項を次のように改める。

199	転籍届（一の市町村から他の市町村に転籍する場合）	転籍地	令和拾四年壱月弐拾日東京都千代田区西神田一丁目四番地に転籍届出同月弐拾壱日同区長から通知消除㊞
	転籍後の戸籍	転籍前の戸籍の右	令和拾四年壱月弐拾日千葉市中央区千葉港五番地から転籍届出㊞
200			同